

講演資料

民主主義諸国における行政的正義

H・W・R・ウエイド

江田五月 監訳

一 はじめに

聴衆の皆さん、私がこれからお話するのは地球の反対側のイギリスの行政法についてであります。そんな遠い国のことに何の意味があるかといふ方もおありの事と存じます。しかし、ここは比較法研究所ですから、おそらく、言い訳をここで申し上げる必要はないと思います。

世界中どこでも、民主主義諸国は、同様の諸問題に直面しており、民主的法体系は、それぞれ、政府を適正な法的統制の下におくための諸準則を作り出さなければなりません。民主主義は、重要な一般政策間の選択をなすためには都合の良い統治制

民主主義諸国における行政的正義

度であります。たとえば、ある国が社会党政権を選ぶか、あるいは保守党政権又は共産党政権を選ぶか、というような問題の決定こそ、民主主義が効果的に機能する局面であります。

しかし、今日では、政府は、日々個人の日常生活に干渉しているのですが、その干渉のための日々の行政行為を統制しようという際には、民主主義は、通常あまり効果的なものではありません。日本では議院内閣制が採られており、これは基本的にイギリスの制度と同様であります。政府は、時の議会の議員の過半数によって支持されていなければならないというのがこの制度です。この制度のもとでは、政府は常に議会の多数によって支持されているから、このことは、政府に強大な権

力を集中することになり、逆に危険もあるのです。議会の多数派は政府を変えることを決して望まないでしょうから、政府は極めて容易に、その欲するとおり、どんな立法でも成立させて手に入れるのです。

イギリスでは、国会制定法となる法案は、政府各省庁において役人及び大臣によつて起草されます。法案は既製のものとして国会に提出され、国会では過半数が政府を支持しますから、政府は、容易に、ほとんど修正を加えることなく国会で法律を通過させてしまいます。こうして、政府は、非常に広範な自由裁量権を政府に与える国会制定法を、いとも容易に通過させるのであり、その裁量権は、大臣や役人が欲すれば、およそ何事でもなしうることを認めるのかと思わせる程です。

二 行政的正義

問題は、政府が常に手中にしているこういった権限を制約する準則としての法は、どのようなものであるか、そして裁判官は、どのようにして、その準則を作り出しうるか、ということです。

イギリスの裁判官には、長所もあれば欠点もあります。欠点というのは、イギリスには憲法がないということであり、イギリスは、成文憲法を全く持たないほとんど唯一の国、おそ

らく先進民主主義国のうちでは唯一の国でありましょう。したがって、イギリスの裁判官は、日本やアメリカ合衆国の裁判官のようななんらの特別の地位も持っておりません。日本やアメリカ合衆国、またその他ほとんどの諸国においても、裁判官は司法権を行使できる唯一の者として、憲法中に規定される堅固な地位を有しております。したがって、イギリスの裁判官は、いかなる国会制定法にも常に服従しなければなりません。また、憲法がないのですから、ある国会制定法が違憲であると判示することもできません。こういう訳で、裁判官が役人や大臣の権限を統制するために作り出した準則は、国会制定法の文言の意味を制限的に解釈するための、どちらかと言えば技術的にかつ微妙な準則たらざるを得ないのです。

他方、イギリスの裁判官は、非常に長くかつ途切れない憲法史を持つており、これが彼らの長所であります。政府の諸権限を制約するために現在裁判官が適用している準則の大多数は、跡を辿れば一七世紀にまで遡ります。また、イギリスの裁判官は、国家権力に抵抗し、国王や政府の権限濫用に抵抗するという、これまた非常に長くかつ強い伝統を持つております。

現代世界では、もし統治が公正に運用されるのであれば、人は、強大な権力及び非常に強力な政府に対しても良く耐えうるものである、ということがわかっております。たとえば、イ

ギリスでは、土地利用に関して、非常に厳しい立法がなされています。イギリスも日本も、狭小な国土に多くの国民を有するという同様の問題を抱えておりますから、おそらくそういった立法は、日本にもあると思います。この問題は、行政法における多くの重要な事件を生み出しました。というのは、なんびとも、政府関係当局の許可を得ることなく自己の土地上に建造物を建て、又は自己の土地の用法に重大な変更を加えることが許されないからであります。

もし許可が与えられれば、その土地は彼にとって高い価値を有するものとなりますが、逆に、不許可になれば、彼は自己の土地の価値の多くを失うこととなります。また、不許可になった場合にも、彼にはなんらの補償も与えられません。それは、彼が一般大衆の利益のために払うことを要求される犠牲であります。その結果、彼は往々にして、なんらの補償もなく自己の財産権を奪われるということになるのであります。多くの国では、これは違憲とされるでしょう。しかし、イギリスにおいては、この制度が可及的に公正に運用される限り、人々はこの犠牲に耐える用意がある、ということがわかっております。

したがって、イギリスにおいては、「行政的正義」(administrative justice)と呼ばれるものに対する非常に強い要請があります。この要請は、政府の権限の強大化に応じてしだいに強

民主主義諸国における行政的正義

くなつてきており、それゆえ、過去二〇～三〇年間に、非常に急速に強まってきたわけであります。

世論によるこの要請は、三様の異つた手段によって対処されてきており、過去二〇～三〇年間に、情況は大きな変化を見せられてきております。

(一) 裁判官による行政統制

第一の救済方法は、裁判官が政府の行為を不法であると宣言しうる統制の力を強めてきた、ということでもあります。裁判官は、国会が広範な政府権力に相對してもはや有効な保護をなしえないものである、と考えており、また、市民が国家権力の濫用に対して有する最後の防衛線を裁判官が担うのである、と考えております。たとえば、裁判官は、権力は理に適つて行使されなければならぬとする準則を發展させ、もし大臣や役人が自己の権力を不合理に行使したと認定すれば、裁判官は、その行為を不法かつ無効なものであつて、それゆえなんら法的効果を持たないと判示するであります。たとえば、前述した土地利用の統制に関する法の下では、地方当局は、開発許可を与える際に、国会制定法にしたがつてその許可に条件を付すことができます。国会制定法には、地方当局は、「適正」と思料する条件を付すことができる」と書かれてあります。

ある事件において、ある会社が自己の土地上に工場を建てる

ための許可を申請し、地方当局も許可を与えました。しかしその際、地方当局は、その土地のうち公道に沿った細長い部分をそのまま空地として開発しないこと、という条件を付し、公衆がそこを道路の一部として従来の道路に付け加えて利用できるようにしたのであります。法は、政府当局がその適正と思料する条件を付することができる、と言っているのですから、地方当局はどの様な条件でも付することができると思われるかも知れません。しかし、裁判所は当該土地に関するこの条件を、不合理で、それゆえ不法であると判示しました。なぜならば、それは、補償を与えることなく道路拡張のために土地の一部を収奪しようとするものであり、また、当局が許可することに決定した工場建設のための土地利用とは全く関係がないからであります。

このことは、裁判官が、広範な自由裁量権を制約するという政策をいかに発展させてきたかということを示しています。国会制定法がいかに権力を広範なものと規定しても、裁判所はその国会制定法を公正かつ合理的なものに限定してしまうということでもあります。またこのことは、あらゆる種類の権力には限界があるということ、また、その限界がどこにあるかを判断するのは裁判所であるということ、を示しております。

以上述べたことは、裁判所が政府のなしうる事柄の実体をコ

ントロールしうる方法についての一例であります。しかし、裁判所は、政府が遵守しなければならない手続をもコントロールします。後に述べる「自然的正義」(natural justice)の諸原則——これは「法の適正手続」(due process of law)と同様の原則であります——この原則は、イギリスの裁判官が公正な行政手続を実現するために発明したものであります。以上が我國の現代行政法における発展の第一番目のものであります。この裁判所による統制の強化のほか、行政的正義の改善を助けたものに、あと二つの発展があります。

(二) 特別審判所・委員会・評議会

第二の発展は、多くの特別審判所・委員会・評議会・その他の組織の改善及び改革であります。非常に大きな行政権力を持つている現代国家では、こうした組織の数は非常に多数にのぼっています。たとえば、現在我々は、「揺り籠から墓場まで」世話をしてくれることになっている福祉国家を有しており、この制度の下では、裁定権を有する非常に多くの組織が当然必要とされます。たとえば、失業の際の失業手当をいくらにするとか、病気の際の保険給付金をいくらにするとか、年金はいくらか、未亡人に対してはどのような手当がなされるべきか等等、を決定することがこれであり、社会福祉行政においては、毎日非常に多くの紛争が処理されなければなりません。

福祉国家の基礎が確立された大戦後の初期においては、大臣は、社会福祉行政を通常の法と通常裁判所との支配領域から離れたところに置こうとする意図をもっておりました。彼らは、社会福祉行政が、法律家や法的議論・遅滞・裁判所の形式的訴訟手続といったことによって複雑にさせられることを望まなかったからであります。

もちろん、法律家や複雑・遅滞・費用等を除去するということは一つの良い考えではありますが、もし本当にそれが実行されれば、我々が良く「予防にまさる治療なし」というように、不正義についての非常に多くの苦情がすぐに出てくることでしょう。たとえば、国民保険審判所においては、はじめ、法律家を代理人とすることができない、というのが規則でありました。これは、形式性と費用を省くためでした。その後、この規則は、なんびとも資格の法律家以外の者によってであれば代理されうる、という趣旨のものでなければならぬと決定されました。これは、病院で患者が有資格の医師以外の者であれば誰によってでも手術を施されることができると、ということと同じだ、と評されたのであります。政府はやがてこの政策が誤りであるということに気づき、この政策を変更せざるをえませんでした。そして結局、一九五八年に、社会福祉行政を、通常の法体系に組み戻すための方策が取られたのであります。

当時なお多くの特別審判所がありました。国会が不服申立権 (right of appeal) を認めることにより、法律問題が裁判所に持ち込まれるようになり、したがって、裁判所がいかなる権限の濫用をも取り扱うことができるようになったのであります。

以上が、行政的正義を改善した第二の発展、すなわち、人々に対し権力を行使する特別審判所や委員会を全面的に再編成し、これらの組織を紛争や問題の公正な裁定について長い経験を有する裁判所のコントロールの下に置いたことであります。

(三) 議会行政監察官

第三の発展は、全く新しいものであります。それは、市民の苦情を調査する制度であり、現在では、国会によって任命される一名の特別の官吏により行われます。この官吏は、世界の大多数の国では、「オンブズマン」として知られておりますが、イギリスでは、「議会行政監察官」(Parliamentary Commissioner for Administration)と呼ばれております。これは新しい制度であり、民主主義世界を席巻しているものであります。この制度は、これにつき非常に長い歴史を有するスカンディナヴィアに始まり、過去一〇ないし一五年の間にまたたく間に他の諸国に広がりました。それはデンマークからニュージーランドへ、そしてそこからイギリスへと広がりました。この制度

は、アメリカ合衆国の多くの州、カナダの諸州、そしてその他の地域で採用されてきておりますが、主要工業国でこの制度を採用しているのは、イギリスのみであります。

この制度は、人々が政府に対して有している苦情に理由があるにもかかわらず、法的救済方法が用意されていないという事案を取り扱うように意図されております。法的救済方法がある場合には、市民は裁判所の戸を敲かねばなりません、そのほかに、乱暴にまた公正な考慮を受けることなく、さらには高圧的に取り扱われながら、法的救済方法のない多くの事案があります。そのような場合には、彼は議会行政監察官のところへ駆け込むことができ、議会行政監察官は、彼の苦情を調査いたします。

議会行政監察官の救済例を挙げて説明しましょう。ある人が、アイルランドから海路イングランドへ自動車を持ち込みました。彼は、自動車をイングランドに持ち込む際に関税がかかるかどうかを前もって確認するために、アイルランドの税関当局の役所へ出かけてゆきました。すると、役人が申しますには、自動車には関税がかからないから安心して良いということでありました。さて、彼が車とともにイングランドへ到着したところ、その役人の助言には誤りがあり、彼は関税を支払わなければならぬということが分かりました。法も、事実、彼が関税

を支払わなければならぬことを規定しており、関税支払義務の免除の方法も別にないので、当然、彼は関税を支払わなければならなかったのであります。法にしたがえば、イギリスではこうした事態についての救済方法はありません。人は、多くの他の人々、たとえば法律家・役人・友人・その他の者から助言をうることができ、その助言が誤っていることは往々にしてあるからであります。

しかし、この人は、議会行政監察官の下へ駆け込むことができ、監察官は彼の主張を取り入れて、政府に対し、彼が関税として支払った金銭を返還するように説得することができました。なぜなら、政府の役人の助言により彼が誤導されたままにしておくことは、不合理かつ不公正だからであります。

議会行政監察官は、いかなる法的権限も持っていませんが、政府省庁の内部に立ち入ることができるという大きな利点を持っております。書類を閲覧することができ、当該事案がどう処理されたかを正確に見ることができ、国会に対して報告をすることができ、また、もしある市民が不正に取り扱われたと考える時は、政府省庁を批判することができるのであります。このように、議会行政監察官の有する唯一の権限は、調査と批判の権限であります。しかし、これは非常に有効な権限であり、また、政府省庁が補償をなすことを正当とする議会行政監察官

の公正かつ注意深い報告さえなされれば、政府省庁は喜んで補償をなし、不正義を救済するものである、ということがわかっております。

以上の説明から、議會行政監察官は実際には行政法の一部を構成する訳ではない、ということにお気付きでしょう。監察官は、法の外部で、法を補足するものとして作用し、おそらくは公行政及び政治の領域でむしろ作用するものであります。しかし、行政法がこの新しい非法的救済形態によって援助を受けるということが非常に重要であります。この制度は、それを採用した他の諸国と同様にイギリスにおいてもまた良く機能しております。一九六七年にこの制度が採用された時には、この制度の適用領域は、中央政府の大臣及び役人だけでした。しかしその後、それは、地方政府に対しても拡張され、やがて警察にも拡張されることによって国家のほとんどすべての行政当局が、苦情の調査のためこの特別機関の下におかれる、ということをお我々は期しております。

三 自然的正義

さて、次に私は、過去数年の間に以前に増して我國の行政法において非常に重要な役割を演じてきている「自然的正義」(natural justice)の諸原則についてお話しすることにします。

民主主義諸国における行政的正義

アメリカ合衆国においては、連邦憲法中に「法の適正手続」(due process of law)についての条項があります。日本国憲法にも、公正な裁判についての権利の保障をはじめ、その他の対応保護規定があります。しかし、イギリスには、憲法も基本権もありません。国会制定法をもってすれば、どのような権利であれ、これをいつでも変更しうるのであります。しかし、過去およそ四〇〇年にわたり、我國の裁判官は、公正な手続についての一定の基本原則を強行してきました。これらがすなわち自然的正義の原則であり、これは、二つの大きな原則に分けることができます。第一の原則は、なんびとも彼自身の事件を裁判することができないというものであり、第二の原則は、なんびとも公正な聴聞を経ず非難されることがないというものであります。

(一) 双方聴聞の原則

私はまず、第二の原則、すなわち公正な聴聞を受ける権利、についてお話しすることにします。これは、裁判所においては、当然の事であるとお考えと思いますが、行政法において重要なことは、裁判所がこの原則を、大臣・政府省庁・委員会・審判所を含めてすべての種類の行政組織に拡張してきた、ということです。そして、この原則を発展させることによって、裁判官は、公正な行政手続についての法則を築き上げることが

でき、また、国会制定法が明示的には何も規定していなくても、国会は常にその法則が機能することを望んでいと仮定することにより、この法則を強行することができました。

いくつか例を挙げてみましょう。まずはじめに、いくつか古い事件に言及したいと思います。というのは、イギリスでは、我々は、裁判所の古い先例を引用することが好きでし、また、自然的正義の諸原則はおよそ四〇〇年近く前に遡って見ることが出来るからであります。

今からおよそ二五〇年前の一七二三年に、ケンブリッジ大学に非常に有名な学者がおりました。彼は、問題のある男であり、大学にあって非常に多くのトラブルを起こす男でもありました。彼があまりに問題を起こすので、とうとう大学は彼の学位を剝奪する命令を下しました。彼は裁判所に訴えて、勝訴の判決を得ることができました。その理由は、大学は、彼にこの罰を科する以前に、彼に防禦する機会を与えなかったから、その点で、大学の仕方は全く不法である、ということでありました。

ところで、その際、裁判官は、この原則があたかも不朽の自然法又は彼らの言葉で言えば神の法——すなわち神によって保障される法——の一部である、と述べたのであります。今日では我々はもはや裁判所ではそのような言い方はしませんが、

裁判所は、国会が、政府の諸権限の公正かつ思慮深い行使を、常に意図している、と仮定することによって、全く同様の原則を適用しております。

さて、もう一件、一八六三年の事件があります。当時、法律は、なんびとも地方当局に対して七日以前の通知をなすことなくロンドンに住居を建築することはできない、と規定しておりました。法律はまた、もしこの通知をすることなく建物が建てられた場合には、地方当局はその建物を取り壊すことができる、とも規定しておりました。ところが、ロンドンに住むある人が、この七日以前の通知をすることなく住居を建て始めました。そして、まさしく法に規定されているとおりに、地方当局は役人を送ってその建物を取り壊させたのであります。しかし、この人は、裁判所に訴を提起して、彼の住居が全く不法に取り壊された場合と同様の完全な補償を得ることができました。その理由は、ただ、地方当局がそのような行為をする以前に、原告に対して、自己の爲になしうる弁解又は防禦を有するかどうかを問わなかった、というものでした。

以上のことから、公正な聴聞を受ける権利は、司法的行為に對してと全く同様に、行政的行為に對してもまた適用されるものである、ということがお分かりいただけたものと存じます。このようにして、イギリス法は、公正な手続と両当事者の聴聞

とが、通常裁判所においてと同様に公行政においてもまた必要なものである、という原則を確立したのであります。

さて次に、もっと複雑な事件についてお話し、この原則が大
臣および中央政府にも適用されることを説明したいと思いま
す。それは、イングランド北部のある町の事件であります。こ
の町では、多くの不良住宅の取り壊し計画が立てられておりま
した。この事件では、法は、計画に異議を唱える者——通常は
当該土地の所有者であります——は、中央政府の省庁から派
遣される官吏の面前で開かれる公聴会で聴聞される権利を有す
る、と規定しております。そこで、聴聞は全く正しく開かれた
のであります。聴聞が終った後で、ロンドンの中央政府の大
臣は更に詳しい情報を欲し、彼の部下の役人を送って、不良住
宅の撤去計画を推進していた側である地方当局と疑問点につ
いて話し合いをしました。さて、当該土地の所有者は裁判所に訴を
提起し、控訴院は、大臣がなるほど聴聞は正しく開いたけれど
も、その後になって紛争の一方当事者の意見を聞くことなく、
他の当事者の意見のみを聞いた点で、不法に行動した、と判決
しました。

以上は、公正な聴聞を受ける権利の原則の行政行為への適用
に関する古典的な例であります。

しかし、戦後、裁判官は、政府に対してこの行政的手続の法

則をあまり強行することを好まないようになりました。それ
は、戦後、政府が大きな権限を有するようになった時に広まっ
た一般的考え方を反映して、裁判官は以前と同様には政府の権
限をコントロールして政府の行為を無効のものとすることがで
きない、と考えたからであります。しかし、その後、一九六三
年になって、イギリスの最高裁判所である貴族院によつて判決
されたある事件において、裁判官の政策における劇的な変化が
見られたのであります。

この事件は、公正な聴聞を受ける権利の原則を再確立して、
これを非常に広い基礎の上に打ち立て、その結果イギリスで
は、以前にも増して、行政手続に関するより多くの事件と訴訟
が発生いたしました。この事件は、部長巡査(chief constable)
の解任に関するものであります。イギリスでは警察は数多くの
地域警察に分かれておりますが、その内の一つの警察組織の長
がここでも部長巡査であります。この部長巡査は、刑事共同
謀議の嫌疑を受け、裁判所で裁判官による事実審理を受けまし
た。その結果、裁判所は彼を無罪放免したのですが、同時に彼
の行為についてかなり厳しい批判をしました。そして、その直
後、部長巡査の解任権を有する地方当局が会議を開いて彼の解
任を決定しました。部長巡査は、裁判所へ訴え出て、委員会が
解任を決定する以前に彼は聴聞の機会を与えられなかったか

ら、解任は不法かつ無効のものであると主張しました。

彼は高等法院で敗訴し、控訴院に上訴しましたがここでも敗訴し、更に貴族院に上告し、最後の土壇場で勝訴いたしました。貴族院はその際、戦後いくつかの事件において下級審のとってきた弱い政策を強く否定し、公正な聴聞を受ける権利の原則を再確立して、この原則が司法行為に対してと全く同様に、あらゆる種類の行政行為に対してもまた適用される普遍的な原則である、と述べたのであります。貴族院が与えた実際の救済方法は宣言的判決であり、手続が不法なものであったから解任は無効であり、したがって、部長巡査は依然として部長巡査である、ということを持たずに単に宣言するにとどまるものであります。ここで重要なことは、彼は辞任することができ、もし解任されていたならば失っていたであろう年金を受領する権利を確保することができ、ということであつたのです。

この事件以降、非常に多くの同種の事件が裁判所に提起され、これらに対し裁判所はこの原則を適用し拡張していきしました。たとえば許認可に関する事件のように、政府省庁が許認可を与え又は与えない権限を有するすべての事案にこの原則を適用してきました。許認可を申請する者は、その申請の却下以前に、公正な聴聞を受ける権利を有し、特に政府が既に与えてある許認可を取消す場合には、その取消しはしばしばその者の営

業又は生計手段を奪つてしまうことになるので、公正な聴聞を受ける権利を欠くことができません。

この原則は、行政法の領域を越えて拡張されてきており、裁判所は、労働組合員にこの原則を適用して、その組合員が所属する労働組合の組合員資格を不当に奪われたかどうかを決し、また、この原則を不行跡のため大学から懲戒を受けた学生にも適用して、大学当局が学生に対してまず公正な聴聞の機会を与えた場合だけ大学は学生を適法に懲戒することができる、としたのであります。

公正な聴聞の非常に重要な一部を担うのは、自己に問われている問題事実を知る権利であります。なぜならば、もし人が自己の不行跡もしくはその他の個人的怠慢で責任を問われている場合に、自己の異議につき聴聞の機会を与えられても、何に對し異議を唱えなければならぬのがわかっていなければ、そのような聴聞の機会はえてしてあまり適切でないからであります。

もう一例、解任された警察官の例を紹介しましょう。この事件では、懲戒権を有する当局は、彼に関して秘密報告書を得ておりました。しかし、裁判所は、警察当局がその秘密報告書中の嫌疑を彼に開示しなかったから、解任は不法である、と判決しました。報告書を秘密に属するものと取り扱うことについて

相当の理由がある場合には、裁判所は、報告書それ自体が常に開示されるべきことに必らずしも固執しないでしょう。しかし、嫌疑の重要な内容をその者に公正に示すことによって、自己に問われているものが正確に何であるかというのを彼が知ることができるようになること、この点は裁判所の譲らないところであります。裁判所はまた、聴聞が面接によりなされるべきであるということについて、必らずしも常にこれに固執する訳ではありません。行政形態は多様であるからであります。したがって、場合によっては、裁判所は、もし当該の者に対して自己に問われている事柄に手紙で返答する機会が与えられればそれで十分である、と考えることもありましょう。しかし、おそらくは、もっと重大な事案においては、裁判所は、適正な聴聞が直接面と向ってなされるべきである、と考えるであります。すべて、事案の性質によるのであって、この原則は、非常に柔軟な原則であります。

さて、私は次に、この自然的正義の準則に対する二つの制約についてお話しすることにいたします。

第一に、裁判所はこの準則を通常の雇用契約には適用いたしません。しかし、前述した部長巡査の事件のように、ある人が公的な部署を有している場合には、彼は一つの法的身分(status)を有していることになり、裁判所は、彼に対しその部署を特定

履行によって保障し、さらに、彼に対して公正な聴聞を保障することによってこの法的身分を保護するのであります。しかし、ただ単なる通常の雇用契約——我々はこれを使用者と被用者の契約と呼びます——の場合には、イギリス法はこの雇用関係を特定履行によつては保護しません。なぜならば、その意思に反して他の者を雇うよう人を強制すべきでない、と言いうるからであります。こういった事柄に対しては、現在、制定法すなわち労働立法の下で保護が与えられておりますが、自然的正義の諸原則を發展させた普通法の下では、こうした保護が与えられないのであります。

第二の例外は、自然的正義の諸原則は立法行為に適用されないということでもあります。立法的と考えられるような多くの行為類型があり、また、限界的な場合には、行政行為であるか立法行為であるかを明確に区別することは困難です。日本でも、政府による健康保険事業の保険料増額提案に関してこの種の問題があり、健康保険を利用してゐる患者を代表する団体が、保険料値上げ前に意見を聞かれ聴聞を受ける権利を有する、という主張があると聞いております。イギリスでは、この種の問題は自然的正義の諸原則の制約を受けないでしょうし、通常の方法はこの団体にいかなる権利も与えないでしょう。なぜならば、それは国民すべてに影響を及ぼす立法行為であつて、たとえば

役人の解任のように、特定の一個人に直接に影響を及ぼす行為とは異つて、健康保険事業の保険料の全体的変更だからであります。

(二) 偏見排除の原則

さて、最後に、自然的正義のもう一つの準則、すなわち、なんびとも自己の事件を裁判することができないという準則について、ごく簡単にお話しします。この準則は、審判所・委員会・許認可管掌当局のように決定権を有する者が複数いる組織に適用されます。ここでの準則は、もしならぬかの種の偏見を有するものと合理的に疑われる者がいれば、その者は決定に参加することを許されない、というものです。したがって、土地利用を統制する権限を有する委員会が、開発を不許可にした場合に、その委員会の委員の一人が、たとえば当事者の一方に対する専門的助言者として助言をなしていた場合のように、その事件に関してなにか特別の利害関係を有していれば、その決定は不法なものであり無効となります。

この準則の諸目的のためには、参加資格のない者がその会議体の決定に実際に参加していたかどうか、ということは全く問題ではありません。資格のない委員がその評議において一言も発言しなかったことが立証されたいくつかの事例があります。が、公正さに対する合理的疑いの片鱗でも見出される限り、裁

判所はこれを不法なものであると判示することになります。したがって、これは、現実よりはむしろ外觀により、重要性を置くものと考えられる、どちらかと言えば変則的な法準則であります。

さて、以上、私は、イギリスにおいて行政の法的統制に関して存する諸問題、および、公行政を公正で合理的かつ耐えうるものにするために発展させてきたいくつかの準則について紹介してきました。しかし、自然的正義の原則によれば、どうやら今度は、聴衆の皆さんが「聴聞を受ける権利」を行使する時がやってきたと思われれますので、一応ここでお話を終えて、どのようなことでも結構ですから、皆さんが取り上げたいと思われる問題あるいは質問にお答えしたいと思います。

〔あとがき〕

昭和四九年一〇月八日、オックスフォード大学ヘンリ・ウィリアム・ロースン・ウェイド教授は、早稲田大学比較法研究所において、表記のテーマで、公開講演を行った。本稿は、その講演の記録を、当日通訳の労をとられた横浜地方裁判所裁判官江田五月氏の校閲を得て資料として掲載したものである。テープ反訳及び翻訳には、早稲田大学大学院法学研究科博士課程の堀田牧太郎氏があたられた。